

Institute for Economic Studies, Keio University

Keio-IES Discussion Paper Series

**ニューヨーク市における地方所得税の現状と改革論
—応能負担の重視とその政治経済的背景—**

谷 達彦

2016年3月29日

DP2016-007

<http://ies.keio.ac.jp/publications/5709>

Keio University



Institute for Economic Studies, Keio University
2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345, Japan
ies-office@adst.keio.ac.jp
29 March, 2016

ニューヨーク市における地方所得税の現状と改革論—応能負担の重視とその政治経済的背景—

谷 達彦

IES Keio DP 2016-007

2016年3月29日

JEL Classification: H71; H24

キーワード: 地方所得税; ニューヨーク市税制; 地方政府の所得再分配; 所得格差

【要旨】

本稿では、ニューヨーク市における地方所得税の現状と改革論の特徴を明らかにしたうえで、応能負担を重視する地方所得税の改革論が展開されている政治経済的背景を検討した。ニューヨーク市では累進的な地方所得税が課税されており、近年、低所得層への減税および高所得層への増税によって地方所得税の累進的負担をさらに強化することを主張する議論が強まっている。その経済的背景として、上位1%の高所得層に所得の4割が集中しているという大きな所得格差の存在がある。また、政治的背景として、民主党支持者が多く、所得格差の是正策を支持する者が多い黒人やヒスパニックが投票者の多数派を占めるようになったことがある。ニューヨーク市では、地方税理論において望ましい地方所得税のあり方とされる応益課税としての比例的な地方所得税とは異なる地方所得課税が展開している。

谷 達彦

慶應義塾大学 学術研究支援三田担当

〒108-8345

東京都港区三田2-15-45

tanitatsuhiiko@gmail.com

謝辞：本研究は「文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成26年～平成30年）」による研究成果である。ここに記して謝意を表したい。

ニューヨーク市における地方所得税の現状と改革論

—応能負担の重視とその政治経済的背景—

Current Status of the Local Income Tax in New York City

谷 達彦

Tatsuhiko Tani

はじめに

本稿の課題は、ニューヨーク市における地方所得税の現状と改革論の特徴を明らかにしたうえで、地方所得税の応能負担が重視されている政治経済的背景を検討することである。

アメリカにおいて、地方所得税は大都市財源として重要な役割を果たしている。アメリカの地方所得税は、課税所得に着目すると、給与所得や事業所得のみに諸控除を設げずに課税する労働所得型の地方所得税と、連邦所得税のように労働所得だけでなく資本所得等も含めた総合所得に課税する総合所得税型の地方所得税に大別できる。アメリカの地方所得税には、給与所得や事業所得のみに諸控除を設げずに比例税率で課税する労働所得税型の地方所得税が多い¹。

そのなかで、ニューヨーク市の地方所得税は、総合所得税型の地方所得税であり、応能負担に対する配慮が目立っている。後述するように、連邦所得税の課税所得（連邦調整総所得）を基礎に算定されるニューヨーク州所得税の課税所得（ニューヨーク州調整総所得）に、5段階の累進税率（2015年現在）で課税される。さらに、勤労所得税額控除や児童扶養税額控除など、低所得者の負担軽減を主な目的とする複数の税額控除が導入されている。

このように、総合所得への課税、累進税率の採用、低所得者の負担軽減を図る税額控除の導入といった点において、ニューヨーク市の地方所得税は応能負担に対する配慮が目立つ。そのうえ、2000年代終盤以降、最高税率の引上げ等を主張する提案が、民主党の有力政治家から相次いで出され、2013年11月に行われた市長選挙では、高所得層に対する地方所得税の課税強化の是非が争点のひとつとなつた。

北米の地方税論において、地方所得税が地方税として適しているかについて豊富な議論があるが²、応能課税の観点から累進的な地方所得税を課税することについては、地方所得税の課税を容認する論者からも批判的な見解が出されている。たとえば、地方公共サービスの一般的便益に対する応益課税として地方所得税を正当化するマクルラーは、税率は比例税率が望ましく、人的控除を設ける必要性は小さいとする³。累進的な所得税による所得

¹ アメリカにおける地方所得税の概要については Henchman and Sapia [2011], Mikesell [2010] を参照。労働所得税型の事例としてフィラデルフィア市がある。フィラデルフィア市の地方所得税については谷 [2009] を参照。

² 税源配分論について Ambrosanio and Bordignon [2006], Musgrave [1983], Oates [1996]などを参照。

³ McLure [1998], [2000]を参照。

再分配は中央政府の役割であるとする。

しかし、ニューヨーク市の地方所得税は低所得者への負担軽減に配慮し、累進的に課税されている。そこで本稿では、ニューヨーク市の地方所得税の現状および改革論を明らかにしたうえで、地方所得税の応能負担が重視される政治経済的背景を検討する⁴。

地方所得税が応能負担にどの程度配慮するかは、日本の個人住民税のあり方を検討するうえで重要な論点になっている⁵。ニューヨーク市は所得格差が大きい都市である。所得格差への対応という観点から地方所得税負担のあり方を考察するうえで、ニューヨーク市の事例は議論の素材として重要であると考えている。

本稿の構成は以下の通りである。第1に、ニューヨーク市財政の歳出・歳入構造を明らかにしたうえで、地方所得税の財源上の位置を把握する。第2に、地方所得税の仕組みを把握し、その負担構造を明らかにする。第3に、近年に相次いで公表された地方所得税の改革案を整理する。第4に、地方所得税の累進的負担を強化する議論が強まった政治経済的背景を検討する。最後に、本稿の知見と今後の課題をまとめる。

1. ニューヨーク市財政の歳出・歳入構造

ここではニューヨーク市財政の歳出・歳入構造の特徴について明らかにしていきたい。まず歳出面について、2014年度現在の状況と2000年度以降の動向をみていく。表1に示したように、ニューヨーク市の歳出面の特徴として第1に指摘できることは、ニューヨーク市が治安維持・司法や交通などの都市自治体の基本的な機能に加えて、アメリカにおいては基本的に学校区が担う教育、カウンティが担う社会サービスも提供していることである⁶。つまり、ニューヨーク市はアメリカの地方自治体のなかで比較的幅広い役割を担っている。これは、ニューヨーク州内の地方自治制度において、ニューヨーク市は学校区とカウンティ

⁴ ニューヨーク市財政・税制を対象とした主な先行研究として片桐〔1985〕〔1986〕〔1990〕、宮本〔1980〕第3章、横田〔2008〕などがある。ただし、これらの研究ではニューヨーク市の地方所得税は正面から検討されていない。ニューヨーク市の地方所得税は1999年まで市外からの通勤者に課税されていた。これが廃止された理由を検討したものとして谷〔2011〕がある。また谷〔2014〕第3章は、ニューヨーク市における地方所得税の導入過程を明らかにしている。地方所得税の仕組みや近年の改革論について検討しているが、高所得層の負担強化を求める地方所得税の改革論が相次いで出された政治経済的背景などは検討していない。本稿は、谷〔2014〕の成果を一部踏まえつつ、ニューヨーク市財政や地方所得税負担の現状、改革案についてその後の動向を含めて新たなデータを用いて検討している。また、地方所得税の応能負担が重視されるようになっていく背景を2000年代以降の政治経済構造に着目して検討している。

⁵ 東京都税制調査会〔2011〕は個人住民税を含めて所得再分配機能を機能させることが考慮されるべきだとしている(27頁)。一方、八塩〔2012〕は個人住民税の応益性が低所得者への配慮から不徹底になっているとして、課税ベース拡大による応益性の徹底を主張している。応益課税の観点から個人住民税を検討した上村〔2014〕、個人住民税に給付付き税額控除を導入することの是非を論じた占部〔2010〕、中村〔2009〕も参照。

⁶ アメリカの地方財政の概況について川勝〔2008〕参照。

表1 ニューヨーク市財政（政府基金）の歳出・歳入 2014年度

(単位:100万ドル, %)					
歳出	金額	構成比	歳入	金額	構成比
一般政府	3,607	4.4	地方税	48,375	58.5
治安維持・司法	9,023	10.9	不動産税	20,202	24.4
教育	20,755	25.1	売上・利用税	7,604	9.2
高等教育(ニューヨーク市立大学)	888	1.1	個人所得税	10,305	12.5
社会サービス	13,537	16.4	事業課税	7,083	8.6
環境保護	4,364	5.3	一般法人税	3,367	4.1
交通	2,489	3.0	金融法人税	1,352	1.6
公園・レクリエーション・文化	1,056	1.3	非法人事業税	1,954	2.4
住宅	1,257	1.5	公益事業税	410	0.5
保健	1,863	2.3	その他税	3,181	3.8
図書館	276	0.3	政府間補助金	19,315	23.3
年金	8,141	9.8	特定補助金(連邦, 州, その他)	19,145	23.1
賠償	732	0.9	一般補助金(連邦, 州)	170	0.2
付加給付(フリンジベネフィット)	5,842	7.1	料金	2,786	3.4
行政・その他	2,206	2.7	その他	4,994	6.0
公債費	6,690	8.1	タバコ訴訟和解金	212	0.3
歳出総計(①)	82,726	100.0	投資所得	119	0.1
			抵当利子	1	0.0
			未実現投資損失	-	-
			その他	4,662	5.6
歳入小計(②)	75,471	91.2			
財源不足(=②-①)	-7,255	-8.8			
その他財源(主に公債収入)(③)	5,739	6.9			
基金の取り崩し(④)	1,516	1.8			
歳入総計(=②+③+④)	82,726	100.0			

注) :「保健」にはニューヨーク市医療・病院法人(HHC)への支払いを含む。

(出所) Office of the Comptroller (The City of New York) [2014], pp. 329-330 より作成。

イの機能も兼ねているためである⁷。

第2に、幅広い公共サービスを提供しているなかで、歳出総計のうち教育（高等教育も含む）が26.2%、社会サービスが16.4%を占めており、両者を合わせると43.6%になっている。すなわち、所得再分配的な要素をもつ対人社会サービスを提供することがニューヨーク市の中心的な役割になっている。

表2に示したように、2000年度から2013年度にかけて、ニューヨーク市の歳出規模（対市内総生産比）は9.1%から11.5%へと膨張した。項目別にみると、最大の支出規模（対市内総生産比）である教育が2.5%から3.0%に上昇している。次に、職員の年金給付に係る支出が、生計費調整（Cost of Living Adjustments, COLA）の導入や運用利回りの低下等によって、0.1%から1.2%に大幅に上昇している。

歳出構成の動向についてみると、教育の比率が27.8%から26.3%へとわずかに低下したものの、依然として20%台後半という高い比率を維持している。一方、社会サービスは20%

⁷ ニューヨーク州の地方自治制度について New York State Department of State [2009]参照。

表2 ニューヨーク市の歳出（政府基金）2000～2013年度

歳出(構成比)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
教育	27.8	28.5	27.1	27.4	27.0	25.1	27.1	26.9	27.2	28.2	28.6	27.9	26.5	26.3
社会サービス	20.0	19.1	18.5	18.4	18.5	17.7	16.6	16.7	17.8	16.8	16.6	15.8	16.7	16.9
治安維持・司法	14.6	13.1	14.7	12.7	12.1	12.8	11.3	10.6	10.7	11.0	11.1	11.6	10.8	11.2
年金	1.5	2.4	2.8	3.2	4.4	5.5	6.3	7.1	8.0	8.6	8.9	9.1	9.8	10.1
公債費	8.4	8.3	7.8	8.0	8.1	7.3	8.4	8.9	7.2	6.2	6.5	7.4	9.8	8.0
環境保護	5.5	5.5	5.7	6.0	6.5	6.0	6.2	6.0	6.5	7.0	7.5	7.2	6.3	6.5
保健	4.4	4.3	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	3.8	2.5	2.9	2.6	2.6	2.3	2.7
付加給付(フリンジベネ�ット)	4.9	4.7	4.9	5.1	5.2	5.0	6.8	7.3	5.6	4.8	5.0	5.1	4.9	4.8
一般政府	3.4	3.6	4.8	3.7	3.7	5.3	3.6	4.0	5.7	5.0	4.9	4.4	4.0	4.4
その他	9.6	10.3	9.2	10.9	9.8	10.6	8.8	8.8	8.9	9.4	8.1	8.8	8.8	9.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳出(対市内総生産比)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
教育	2.5	2.9	3.0	3.0	2.8	2.6	2.7	2.7	3.1	3.3	3.2	3.1	3.0	3.0
社会サービス	1.8	2.0	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9
治安維持・司法	1.3	1.3	1.6	1.4	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2	1.3
年金	0.1	0.2	0.3	0.3	0.5	0.6	0.6	0.7	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2
公債費	0.7	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.8	1.1	0.9
環境保護	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
保健	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
付加給付(フリンジベネ�ット)	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
一般政府	0.3	0.4	0.5	0.4	0.4	0.6	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
その他	0.9	1.1	1.0	1.2	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.1	0.9	1.0	1.0	1.0
合計	9.1	10.3	11.1	10.8	10.3	10.4	9.9	10.1	11.2	11.8	11.2	11.1	11.3	11.5

注) 1: 四捨五入により合計が一致しない年度がある。

2: 支出項目は2014年度現在の金額が大きい順に並べている。

3: 「その他」には交通、公園・レクリエーション・文化、住宅、高等教育(ニューヨーク市立大学)、賠償、行政・その他、図書館を含む。

(出所) 岁出はOffice of the Comptroller (The City of New York) [2005], pp. 249-250, [2012], pp. 293-294, [2013], pp. 301-302、市内総生産はOffice of Management and Budget (The City of New York) [2015a]より作成。

から16.9%に低下している。また、治安維持・司法は14.6%から11.2%に、保健は4.4%から2.7%にそれぞれ低下している。その一方で大幅に増加したのが職員の年金給付に係る支出であり、1.5%から10.1%に急増している。

このように、2000年代以降、教育を中心として支出が膨張している。職員の年金給付に係る支出が急増し、歳出の1割を占めるようになった点が目立つが、対人社会サービス(教育、社会サービス)を中心とする歳出構造は持続している。

次に、歳入面についてみていく。表1に示したように、ニューヨーク市の最大の財源は歳入総計の58.5%を占める地方税である。ニューヨーク市税制の特徴として、多様な税目が課税されている点を指摘できる。アメリカにおける多くの地方自治体においては、財産税が地方税収の大半を占める基幹税として位置している⁸。ニューヨーク市においても不動産税⁹が地方税収の41.8%を占める基幹税として位置しているが、不動産税だけでなく地方所

⁸ アメリカの財産税について前田[2005]参照。

⁹ アメリカの財産税(property tax)は、州によって課税客体が異なるものの、土地や建物のみならず棚卸資産や無形動産も含む広範な資産に課税される(前田[2005])。しかし、ニューヨーク市の場合は、土地および土地の付属物を含む固定資産に課税されるため、本稿では不動産税(real property tax)と表記している。

表3 ニューヨーク市税の負担と構成 2000～2013年度

地方税(構成比)	(単位:%)													
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
不動産税	35.3	35.5	40.3	43.1	41.1	37.6	36.9	34.7	34.2	40.5	44.0	42.3	43.1	41.5
個人所得税	24.4	25.1	21.3	19.6	21.6	21.8	22.7	21.3	25.5	21.3	20.7	20.5	20.6	21.7
売上・利用税	18.7	18.1	18.2	18.5	18.0	18.9	17.5	16.9	16.1	14.8	15.1	15.3	15.5	15.4
事業課税	15.8	15.6	14.4	13.1	12.8	14.8	15.9	19.5	17.3	18.1	15.0	16.3	15.1	15.6
その他税	5.8	5.7	5.8	5.8	6.4	6.9	7.0	7.6	6.8	5.5	5.2	6.2	5.7	5.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方税(対市内総生産比)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
不動産税	1.7	1.8	2.0	2.1	2.3	2.1	2.0	2.0	2.1	2.4	2.5	2.5	2.6	2.7
個人所得税	1.2	1.3	1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.2	1.6	1.2	1.2	1.2	1.2	1.4
売上・利用税	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.0
事業課税	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1	1.1	1.1	0.8	1.0	0.9	1.0
その他税	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4
合計	4.8	5.1	4.9	4.9	5.5	5.5	5.5	5.8	6.1	5.8	5.6	6.0	6.0	6.6

注)：個人所得税には非居住者職員に対する課税分を含む。事業課税には一般法人税、金融法人税、非法人事業税、公益事業税を含む。その他税には商業家賃税、不動産譲渡税、滞納に対する罰金・利子などを含む。

(出所) 税収は Office of the Comptroller (The City of New York) [2005], pp. 252-253, [2012], pp. 296-297, [2013], pp. 304-305、ニューヨーク市内総生産は Office of Management and Budget (The City of New York) [2015a]より作成。

得税、売上・利用税、事業課税と様々な税目が課税されている。そのなかで地方所得税は地方税収の21.3%を占め、不動産税に次ぐ基幹的な税目として位置している。

多様な税目のなかでニューヨーク市が税率決定権を有しているのは不動産税である。不動産税は最終調整財源として機能しており、その税率は、総支出から不動産税以外の収入を控除したうえで均衡予算を編成するために必要な不動産税収を計算し、それを不動産税の課税標準（課税評価額 Taxable billable assessed value）で除した値に決められる。地方所得税、売上・利用税、一般法人税、金融法人税、非法人事業税、公益事業税の税率変更にはニューヨーク州の承認が必要である。

前述のように、2000年度から2013年度にかけて、ニューヨーク市の歳出規模は膨張した。それにともない、同時期における市税負担（対市内総生産比）は4.8%から6.6%に上昇した（表3）。税目別にみると、地方所得税、売上・利用税、事業課税の負担は、小幅な上昇に留まっている一方、不動産税の負担が1.7%から2.7%に大きく上昇した。不動産税負担の上昇には、財政難に陥った2003年と2009年に行われた増税が影響している¹⁰。

¹⁰ 2003年は税率が10.366%から12.283%に引き上げられ、2009年は税率が11.423%から12.283%に引き上げられた（Office of Management and Budget (The City of New York) [2015b], p. I-6）。なお、地方所得税は2003年から2005年に時限付の税率引き上げ、2010年に税率軽減措置の廃止による税率引き上げが行われた。売上・利用税率は2003年6月から2005年5月まで4%から4.125%に引き上げられた。その後、2009年7月に4%から4.5%に引き上げられた。税制改正について詳しくはIbid参照。

地方税収構成の動向をみると、負担の上昇にともない、不動産税の占める比率は 35.3% から 41.5% に増加した。一方、地方所得税の比率は景気変動の影響を受けて上下しつつ、24.4% から 21.7% へとやや低下した。また、売上・利用税、事業課税の比率もそれぞれ低下した。このように、2000 年度以降、市税負担が全体として上昇するなかで不動産税への依存が強まつた。

これまでみてきたように、ニューヨーク市は、所得再分配の要素をもつ対人サービス（教育、社会サービス）を中心として、治安維持、環境保護、交通、保健、住宅など幅広い公共サービスを提供している。それを支える地方税は不動産税、地方所得税、売上・利用税、事業課税等の多様な税目から構成されているが、そのなかで地方所得税は不動産税に次ぐ基幹的な税目になっている。2000 年度以降、ニューヨーク市の支出規模（対市内総生産比）は膨張した。増加が目立つのは教育と職員年金に係る支出である。支出の膨張にともない市税負担も上昇した。特に、増税の影響によって不動産税負担が大きく上昇した。今後も増加が予想される支出を不動産税の増税によって賄うのか、地方所得税や売上税など不動産以外の税目を組み合わせて財源を調達するのか、ニューヨーク市が対人社会サービスの財源をどのような租税政策によって調達するのか注目する必要がある。

2. ニューヨーク市の地方所得税—仕組みと負担構造

(1) 仕組み

ニューヨーク市の地方所得税は居住者に対して課税される¹¹。課税所得は総合所得であり、ニューヨーク州所得税の課税所得と同じである。ニューヨーク州所得税の課税所得は、連邦所得税の課税所得（連邦調整総所得）にニューヨーク州独自の加算・減算項目を追加したニューヨーク州調整総所得から人的控除および所得控除を控除したものである¹²。

税率は 5 段階の累進税率である（2015 年現在）（表 4）。付加税部分は 1990 年代初頭の財政難の際に導入された¹³。最高税率 3.876% は、労働所得税型の地方所得税を比例税率で課税しているフィラデルフィア市の税率（2015 年 7 月現在、居住者の税率が 3.9102%）に次いで高い。

税額控除には、非法人事業税税額控除（Unincorporated Business Tax Credit）、教育税負担軽減プログラム控除（School Tax Relief Program (STAR) credit、以下 STAR 控除）、世帯税額控除（Household Credit）、勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit）、児童扶養税額控除（Child Care Credit）が設けられている。非法人事業税と世帯税額控除は非還付型（non refundable）の税額控除であり、STAR 控除、勤労所得税額控除、児童扶養税額控除は還付型（refundable）の税額控除である。これら 5 つの税額控除のなかで世帯税額控除、勤労所

¹¹ ただしニューヨーク市職員はニューヨーク市外に居住する場合も課税される。

¹² 加算項目には州・地方債利子や公務員退職年金拠出等があり、減算項目には公的年金や連邦債利子等がある。

¹³ 横田 [2008] 127 頁。

表4 ニューヨーク市所得税の税率 単身者 2015年

(単位:%)

課税所得	税率	基礎税率	14%付加税
12,000ドル未満	2.907	2.550	0.357
12,000～25,000ドル未満	3.534	3.100	0.434
25,000～50,000ドル未満	3.591	3.150	0.441
50,000～500,000ドル未満	3.648	3.200	0.448
500,000ドル以上	3.876	3.400	0.476

(出所) Office of Management and Budget (The City of New York) [2015b], p. II-9 より作成

得税額控除、児童扶養税額控除は低所得層を対象としている。税額控除を通じて低所得層の負担軽減が図られているのである。そこで、これらの税額控除の仕組みについてみていくたい¹⁴。

世帯税額控除は、連邦調整総所得が一定額未満（単身者では 12,500 ドル未満、他の申告タイプでは 22,500 ドル未満）の者を対象としている。控除額は世帯人員一人当たり控除額に世帯人員数を乗じて算出される。世帯人員一人当たり控除額は申告タイプや所得によって異なる。たとえば単身者の場合、所得 1 万ドル未満で 15 ドル、所得 1 万ドル以上 1 万 2,500 ドル未満で 10 ドルである。

勤労所得税額控除は低所得の勤労者に対して適用される税額控除であり、アメリカでは連邦所得税、ニューヨーク州を含む多くの州の所得税に導入されている¹⁵。ニューヨーク市の勤労所得税額控除は、連邦所得税の勤労所得税額控除の 5%が控除額となる。

ニューヨーク市の児童税額控除は、4 歳未満の児童を育てる低所得世帯の子育て費用の負担軽減を目的としている。連邦調整総所得が 3 万ドル以下の世帯に対して、所得金額に応じてニューヨーク州所得税の児童扶養税額控除の 0%から 75%が控除額となる。控除率は所得が 2 万 5,000 ドルを超えると所得の増加に伴い低下し、所得が 3 万ドルに達するとゼロとなる。ただし控除額には 1,733 ドルの上限がある（2015 年現在）。児童扶養税額控除は連邦所得税およびニューヨーク州所得税にも導入されているが、所得制限がなく、適格児童の年齢は 13 歳未満である。ニューヨーク市の場合は所得制限があり、適格児童の年齢が 4 歳未満であることから、低年齢児童を養育する低所得世帯に対する経済的支援という性格が強い。

ニューヨーク市では勤労所得税額控除が 2004 年、児童扶養税額控除が 2007 年に導入された。勤労所得税額控除は連邦所得税では 1975 年、ニューヨーク州では 1994 年に導入さ

¹⁴ 非法人事業税税額控除は地方所得税と非法人事業税の二重課税の調整を行うものであり、非法人事業税額の一定割合が地方所得税から税額控除される。STAR 控除は、学校区不動産税の負担を軽減するためにニューヨーク州が州全域で行っている STAR プログラムによって設けられている。ニューヨーク市では不動産税だけでなく地方所得税の負担軽減にも利用されている。STAR 控除を受けられるのは年間所得 25 万ドル未満の者であり、控除額は夫婦共同申告の場合 125 ドル、その他の場合が 63 ドルである（2015 年現在）。

¹⁵ アメリカの勤労所得税額控除について根岸 [2006] 参照。

れ、その後度々拡充された¹⁶。その結果、多くの低賃金労働者は連邦所得税およびニューヨーク州所得税の負担を免れ、ニューヨーク市所得税のみ負担することとなった¹⁷。ニューヨーク市における導入論議ではこの点が問題視され、ニューヨーク市所得税においても低賃金労働者の負担軽減が求められたのである¹⁸。

(2) 所得階層別負担構造

ニューヨーク市の地方所得税の負担構造はどのようにになっているのだろうか。この点を表5により把握する。

第1に、所得階層別の平均実効税率は、所得階層が高くなるにしたがって上昇している。つまり、累進的負担になっている。所得階層第4分位以下の平均実効税率がマイナスになっているのは、勤労所得税額控除、児童扶養税額控除、STAR控除による還付を受けているためである。

第2に、低所得層の大部分は地方所得税の負担を免れている。表5では、申告件数から納税額（税額控除後）がゼロ以下の申告件数を控除した件数を納税件数としている。また、申告件数に占める納税件数の比率を納税比率として示している。全体の納税比率は66.3%であり、3割強の申告者が地方所得税を負担していないことがわかる。所得階層第1分位から第4分位における納税比率は0.1%から50.6%であり、低所得層の納税比率は他の所得階層に比較して際立って低い。このように、低所得層の大部分が地方所得税の負担を免れている。低所得層の負担軽減に大きく影響しているのが、前述した税額控除である。表6に示したように勤労所得税額控除、児童扶養税額控除、世帯税額控除の大部分は所得階層第5分位以下が受給している。

第3に、低所得層の多くが負担を免れている一方、一部の高所得層が地方所得税の大部分を負担している（表5）。所得階層第10分位の納税額が合計税額の73.5%を占めており、そのなかでも全納税件数のわずか1.5%を占める所得金額59万8,412ドル以上の高所得層の納税額は合計税額の45.7%に達している。

このように、ニューヨーク市の地方所得税負担は累進的である¹⁹。低所得層の大部分が負担を軽減ないし免除されている一方、一部の高所得層に負担が集中するという「狭く厚い」負担構造になっている。

¹⁶ 連邦所得税の勤労所得税額控除はクリントン政権期に大幅に拡充された（根岸〔2006〕105～133頁）。ニューヨーク州所得税の勤労所得税額控除は1994年に導入された。導入当初、連邦所得税の勤労所得税額控除の7.5%が控除されたが、その比率は度々引き上げられ、2003年以降は30%になっている。

¹⁷ 1999年現在、12万7,000世帯がニューヨーク市所得税のみ負担していると見積もられた（New York City Independent Budget Office [1999]）。

¹⁸ Miller [2004], New York City Council [2004]

¹⁹ 連邦所得税、ニューヨーク州所得税の負担構造も累進的である。連邦所得税、ニューヨーク州所得税に比べるとニューヨーク市所得税の累進的負担は緩やかである（New York State Tax Reform and Fairness Commission [2013], pp. Page A-4 of A-18 – Page A-10 of A-18）。

表5 ニューヨーク市所得税の所得階層別負担 2011年

所得階層	申告件数		納税件数		納税比率 (%)	NY州調整 総所得 (100万ドル)	税額(税額控除後) (100万ドル)		平均実効 税率 (%)
	件数	構成比	件数	構成比			金額	構成比	
第1分位(3,255ドル未満)	354,798	10.0	320	0.0	0.1	-7,534	-27.1	-0.4	-
第2分位(3,255~9,211ドル)	354,380	10.0	777	0.0	0.2	2,291	-35.6	-0.5	-1.55
第3分位(9,212~14,449ドル)	354,571	10.0	116,176	4.9	32.8	4,159	-35.6	-0.5	-0.86
第4分位(14,450~20,627ドル)	354,577	10.0	179,475	7.6	50.6	6,166	-1.1	0.0	-0.02
第5分位(20,628~28,661ドル)	354,931	10.0	296,070	12.6	83.4	8,656	85.1	1.2	0.98
第6分位(28,662~38,340ドル)	354,339	10.0	347,675	14.8	98.1	11,817	206.3	2.9	1.75
第7分位(38,341~51,126ドル)	354,685	10.0	351,622	15.0	99.1	15,741	344.2	4.8	2.19
第8分位(51,127~71,014ドル)	354,367	10.0	352,017	15.0	99.3	21,327	528.2	7.3	2.48
第9分位(71,015~112,159ドル)	354,605	10.0	353,538	15.0	99.7	31,358	851.1	11.8	2.71
第10分位(112,160ドル超)	354,555	10.0	353,880	15.0	99.8	155,801	5,300.4	73.5	3.40
91~95パーセント(112,160~174,399ドル)	177,295	5.0	176,801	7.5	99.7	24,465	713.3	9.9	2.92
96~99パーセント(174,400~598,412ドル)	141,828	4.0	141,640	6.0	99.9	40,173	1,289.9	17.9	3.21
100パーセント(598,412ドル超)	35,432	1.0	35,439	1.5	100.0	91,164	3,297.2	45.7	3.62
合計	3,545,808	100.0	2,351,550	100.0	66.3	249,782	7,215.9	100.0	2.89

注) 1: 納税件数は、申告件数から税額（税額控除後）がゼロ以下の申告件数を控除した件数。

2: 紳税比率は、申告件数に占める納税件数の比率。

3: 平均実効税率は税額（税額控除後）がニューヨーク州調整総所得に占める比率。

(出所) New York City Independent Budget Office [2014]より作成。

表6 ニューヨーク市所得税税額控除の所得階層別適用状況 2011年

所得階層	勤労所得税額控除		児童扶養税額控除		世帯税額控除	
	金額 (100万ドル)	構成比 (%)	金額 (100万ドル)	構成比 (%)	金額 (100万ドル)	構成比 (%)
第1分位(3,255ドル未満)	1.0	1.0	0.1	1.5	-	-
第2分位(3,255~9,211ドル)	11.0	11.4	0.5	7.7	0.8	6.7
第3分位(9,212~14,449ドル)	26.7	27.7	1.3	20.0	2.9	24.2
第4分位(14,450~20,627ドル)	28.9	30.0	1.6	24.6	6.9	57.5
第5分位(20,628~28,661ドル)	20.0	20.7	2.9	44.6	1.4	11.7
第6分位(28,662~38,340ドル)	7.9	8.2	0.1	1.5	-	-
第7分位(38,341~51,126ドル)	0.8	0.8	-	-	-	-
第8分位(51,127~71,014ドル)	-	-	-	-	-	-
第9分位(71,015~112,159ドル)	-	-	-	-	-	-
第10分位(112,160ドル超)	-	-	-	-	-	-
91~95パーセント(112,160~174,399ドル)	-	-	-	-	-	-
96~99パーセント(174,400~598,412ドル)	-	-	-	-	-	-
100パーセント(598,412ドル超)	-	-	-	-	-	-
合計	96.4	100.0	6.5	100.0	12.0	100.0
所得階層	STAR控除		非法人事業税額控除		合計	
	金額 (100万ドル)	構成比 (%)	金額 (100万ドル)	構成比 (%)	金額 (100万ドル)	構成比 (%)
第1分位(3,255ドル未満)	26.1	9.7	0.0	0.0	27.2	5.4
第2分位(3,255~9,211ドル)	25.0	9.3	0.0	0.0	37.3	7.4
第3分位(9,212~14,449ドル)	26.2	9.8	0.0	0.0	57.1	11.3
第4分位(14,450~20,627ドル)	27.2	10.2	0.0	0.0	64.6	12.7
第5分位(20,628~28,661ドル)	27.2	10.2	0.0	0.0	51.5	10.1
第6分位(28,662~38,340ドル)	26.5	9.9	0.0	0.0	34.5	6.8
第7分位(38,341~51,126ドル)	26.7	10.0	0.1	0.1	27.6	5.4
第8分位(51,127~71,014ドル)	27.9	10.4	0.5	0.4	28.4	5.6
第9分位(71,015~112,159ドル)	30.6	11.4	1.7	1.4	32.3	6.4
第10分位(112,160ドル超)	24.3	9.1	122.6	98.2	146.9	29.0
91~95パーセント(112,160~174,399ドル)	17.1	6.4	4.5	3.6	21.6	4.3
96~99パーセント(174,400~598,412ドル)	7.2	2.7	15.0	12.0	22.2	4.4
100パーセント(598,412ドル超)	0.0	0.0	103.1	82.6	103.1	20.3
合計	267.7	100.0	124.8	100.0	507.4	100.0

(出所) 表5に同じ。

3. ニューヨーク市における地方所得税の改革案

ニューヨーク市では、2013年11月に行われた市長選挙を契機として、高所得層の増税をともなう地方所得税の改革案が民主党指導層の政治家から相次いで出され、地方所得税負担のあり方をめぐる議論が活発化した。ここでは主要な改革案を整理する²⁰。

第1に、2009年2月にクリスティン・クイン（ニューヨーク市議会議長、民主党）、デイヴィッド・ヤスキ（ニューヨーク市議会議員、民主党）がリベラル派シンクタンクであるドラムメジャー公共政策研究所とともに作成し、リズ・クルーガー（ニューヨーク州上院議員、民主党）も加わるかたちで公表された改革案である²¹。

この改革案は、連邦所得税とニューヨーク州所得税の双方あるいはどちらか一方の負担を免れている課税所得4万ドル未満の低所得層に対して、ニューヨーク市所得税負担の免除を提案した。その財源は、高所得層に対する増税（最高税率を3.648%〔課税所得5万ドル以上〕から3.745%〔課税所得50万ドル以上〕に引上げる）によって調達するとした。このように、連邦、州、市の所得税の課税最低限を揃える観点から高所得層の課税強化および低所得層の負担軽減を提案した。

この改革案は実現しなかった。しかし、2010年以降、STARプログラムによって実施されていたニューヨーク市所得税の税率軽減措置が課税所得50万ドル以上については廃止されたため²²、結果的に50万ドル以上の課税所得に3.876%の税率で課税されることとなった。

第2に、2012年2月に公表されたスコット・ストリンガー（マンハッタン地区区長²³、民主党）の改革案である²⁴。ストリンガーは「中間層・労働者層のためのニューヨーク市の再生」を目指して地方所得税改革の必要性を主張し、累進税率構造を5段階（2.907%、3.534%、3.591%、3.648%、3.876%）から8段階（2.471%、3.0039%、3.412%、3.591%、3.648%、4.218%、4.332%）にすることを提案した。この改革では、低所得層に重点を置きつつ幅広い所得層に対して減税が行われる一方、一部の高所得層は増税される（表7）。

第3に、2012年6月にジョン・リュー（ニューヨーク市会計監査局長、民主党）が提案した改革案である²⁵。この改革案は、具体的な税率を明示していないものの、市所得税負担の累進化を図る観点から、一部の高所得層に対する増税によって調達した財源でその他の所得層に対する減税を行うものである。具体的には夫婦共同申告の場合、課税所得500万

²⁰ 改革案を公表した人物の役職は改革案公表当時のものである。

²¹ Drum Major Institute for Public Policy [2009]、Traub [2009]

²² 1999年からSTARプログラムによる地方所得税負担の軽減措置として、ニューヨーク州が財源を負担するかたちで税率軽減措置が実施されていた。しかし2010年以降、ニューヨーク州はSTARプログラムの節減策として50万ドル以上の課税所得に対する税率軽減措置を廃止した。

²³ ニューヨーク市内はマンハッタン、ブルックリン、クイーンズ、ブロンクス、スタテンアイランドの5地区（borough）に分かれており、各地区に公選職の区長がいる。

²⁴ Saul [2012]、Stringer [2012]、New York City Independent Budget Office [2012]

²⁵ Office of the Comptroller (The City of New York) [2012c]

表7 ストリンガーの改革案による納税額の変化 夫婦共同申告

(単位:ドル、%)		
課税所得	増・減税額	増・減税率
30,000	-139	-15.0
50,000	-227	-13.9
80,000	-281	-10.4
125,000	-319	-7.3
175,000	-333	-5.4
250,000	-333	-3.7
300,000	0	0.0
500,000	0	0.0
1,000,000	0	0.0
5,000,000	16,767	8.7
10,000,000	39,567	10.2

(出所) Saul [2012]より作成。

ドルでは6万519ドルの増税、課税所得100万ドルでは5,559ドルの増税となり、その他の所得層では減税となる。

リューがこのような改革案を公表したのには所得格差の拡大に対する懸念があった。この改革案が公表されるひと月前の5月、ニューヨーク市会計監査局はニューヨーク市の所得分布を分析したレポートを公表し、2000年代に所得格差が拡大したことを明らかにした²⁶。これについてリューは「所得格差は地方税の課税ベースを弱体化あるいは不安定化し、民族的経済的分離を強化し、ニューヨーク市のアイデンティティの基礎である活き活きとした社会的、文化的及び経済的な混合を掘り崩す」²⁷とし、所得格差の拡大に懸念を表明した。

第4に、2012年10月にビル・デブラシオ（パブリックアドボケイト²⁸、民主党）が公表した改革案である²⁹。中間層再生の観点から教育の拡充を重視しているデブラシオは、教育サービス拡充の財源を地方所得税の最高税率の引き上げ（3.876%から4.3%）によって調達することを提案した。増税による税収は教育サービスに特定化される。教育拡充の内容は、①幼稚園前教育（Pre-Kindergarten）の全日プログラムをすべての4歳児童に提供する³⁰、②6年生から8年生対象の放課後教育において、各学校が地域社会組織（Community-Based Organization）と連携して放課後の時間帯に学習プログラムを提供できるように補助金を支給することである。

デブラシオは、このような改革案を掲げて臨んだ市長選挙に当選し、2014年1月から市長に就任した。そして2月に編成した2015年度予算案（Preliminary Budget）には、改革案の実現に必要な財源5億3000万ドルを調達するために地方所得税の最高税率を当初の案よ

²⁶ Office of the Comptroller (The City of New York) [2012a]

²⁷ Office of the Comptroller (The City of New York) [2012b]

²⁸ パブリックアドボケイト（Public Advocate）は、市長が職務を遂行できない時に代行して職務を行うことのできる公選職である。

²⁹ De Blasio [2012a][2012b][2012c][2012d]

³⁰ 4歳児童のうち全日プログラムを受けている児童の割合は29.2%に留まっており、半日プログラムを受けているか、プログラムを受けていない児童が大半を占めている（De Blasio [2012c]）。

りさらに引き上げ 4.41%にすることを盛り込んだ³¹。しかし、地方所得税の最高税率引き上げは、ニューヨーク州の承認を得られず実現しなかった³²。

以上のように、ニューヨーク市の要職に就く民主党の政治家から税率変更を中心とする地方所得税の改革案が相次いで出された。いずれの案も高所得層の増税を提案している点が共通している。デ布拉シオ案を除く 3 つの案は、高所得層への増税によって得られる財源を低・中所得層への減税に充てているが、デ布拉シオ案は高所得層への増税による財源をサービス拡充に充てている。

これらの改革案に対して、保守派の論者からは批判的な議論が出されている。たとえば、マンハッタン研究所のマクマハン上席研究員は、所得税収の大部分を高所得層に依存することは税収の不安定性を高めるとしている³³。また、高い税負担は雇用創出を妨げになるとて、増税を批判している。

4. 2000 年代以降におけるニューヨーク市の政治経済

2013 年 11 月の市長選挙を契機として、高所得層への増税を伴う地方所得税の改革案が民主党政治家から相次いで出され、地方所得税負担のあり方をめぐる議論が活発化した背景には、ニューヨーク市における政治経済構造の変化がある。

まず経済的な背景として、所得格差の拡大がある³⁴。図 1 に示したように、1990 年から 2007 年にかけて高所得層への所得集中が進んだ。すなわち、上位 5% の階層が全所得に占める比率は 32.7% から 58% に上昇した。また、上位 1% の階層が全所得に占める比率は 19.6% から 44% に上昇した。これに対して下位 1% から 50% の階層、51% から 95% の階層が全所得に占める比率がそれぞれ低下しているように、低・中所得層が全所得に占める比率は低下した。このように、1990 年代以降、ニューヨーク市では一部の高所得層への所得集中が進むかたちで所得格差が拡大している³⁵。その結果、ニューヨーク市の所得分配は、上位 1% が所得全体の 44% を占めるという、一部の高所得層に極端に偏った分配になっていいる。

一部の高所得層への所得集中が進んだ一方、中間層は縮小した。ニューヨーク市議会の報告書によれば、1989 年には中間層が人口の 50% 近くを占めていたが、2012 年には 42%

³¹ The City of New York [2014]

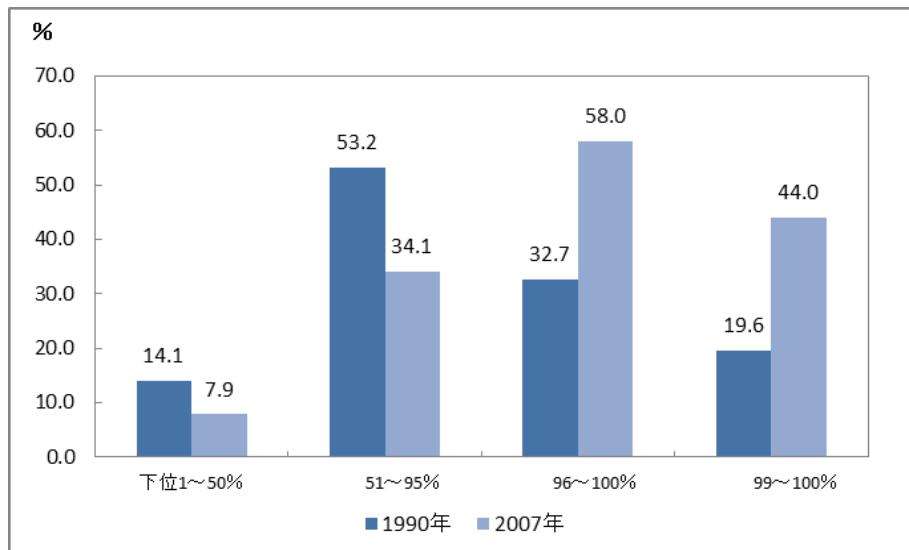
³² 教育の拡充に必要な財源はニューヨーク州が負担することとなった。

³³ McMahon [2013]

³⁴ ニューヨーク市における所得格差の拡大について Bergad [2014], FPI [2010], Office of the Comptroller (The City of New York) [2012a] 参照。

³⁵ ニューヨーク市における所得格差の拡大はジニ係数によっても確認できる。すなわち、ニューヨーク市のジニ係数は 1990 年から 2010 年に 0.44 から 0.5 に上昇した (Bergad [2014], p. 49)。所得格差が拡大した背景にはニューヨーク市における産業構造の変化がある。この点について中本 [2014] 参照。

図1 ニューヨーク市における所得階層別所得比率の変化 1990～2007年



(出所) Fiscal Policy Institute [2010], p.10 より作成。

に低下した³⁶。さらに、中間層の中位所得は2001年から2012年にかけて11万1,484ドルから10万2,780ドルへと7.8%低下した³⁷。

2011年9月から発生したウォール街での大規模デモ（「ウォール街を占拠せよ（Occupy Wall Street）」）に示されているように、リーマンショックによって景気が大幅に後退するなか、多くのニューヨーク市民が所得格差を懸念するようになった。2013年7月から8月にかけてニューヨーク市民を対象に行われた調査の結果によれば、回答者の64%が所得格差の拡大を懸念している³⁸。

所得格差が拡大し、それに対して市民の懸念が強まったことで、所得格差の是正に積極的な民主党への支持が高まった。図2に示したように、民主党を支持する比率は2009年4月に68.2%に達し、その後は68%を下回らずに高い水準が続いている。

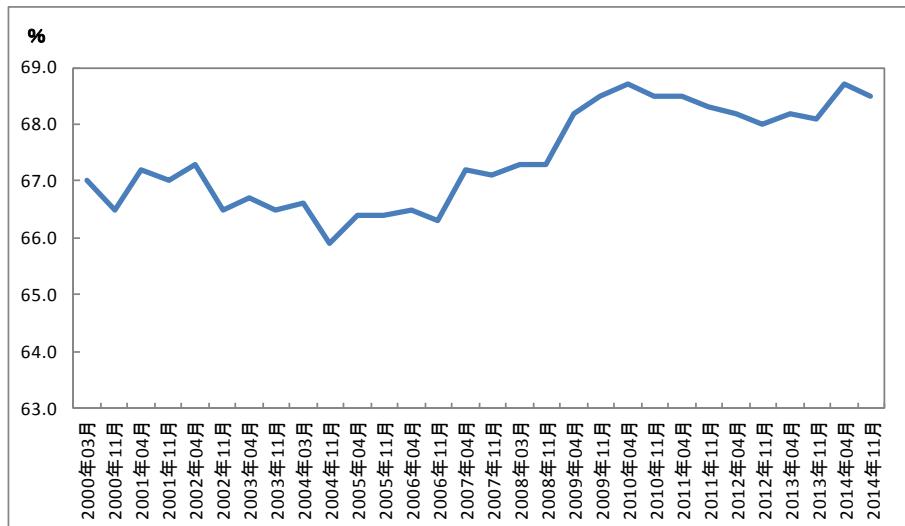
ニューヨーク市において民主党に対する支持が拡大し、リベラル色が強まった背景には、ニューヨーク市人口における人種構成の変化、さらに選挙における投票者構成の変化という構造的な変化もある。表8に示したように、1990年から2010年にかけて白人の比率が43.2%から33.3%に低下しているのに対し、民主党の支持者が多い非白人（黒人、ヒスパニック、アジア系・太平洋諸島系、その他）の比率は56.8%から66.6%に上昇している。

³⁶ The New York City Council [2013], pp. 3, 5。ここで的人口は生産可能年齢人口（25歳から64歳）である。また、この報告書では中間層をニューヨーク市における中位所得の100%から300%の所得を得ている世帯として定義している。

³⁷ Ibid., p. 4.

³⁸ 「いくらか懸念している」「とても懸念している」と回答した回答者の比率を合計した。なお、「とても懸念している」と回答した回答者の比率は37%である。（Rankin and Mehrota [2013], p.14）。調査は1,475人（18歳以上）のニューヨーク市民を対象に行われた。

図2 ニューヨーク市における民主党支持の推移 1996～2014年



注) 加入党派 (party enrollment) における民主党の比率。

(出所) New York State, Board of Elections, *Enrollment Statistics, Enrollment by County* より作成。

表8 ニューヨーク市の人口構成 1990～2010年

	1990年	2000年	2010年	(単位: %)
白人	43.2	35.0	33.3	
黒人	28.7	26.6	25.5	
ヒスパニック	20.9	22.8	23.6	
アジア系・太平洋諸島系	6.7	9.8	12.6	
その他	0.5	5.9	4.9	
合計	100.0	100.0	100.0	

(出所) Furman Center for Real Estate and Urban Policy [2012], p. 31 より作成。

表9 ニューヨーク市長選挙における投票者構成（人種別）1989～2013年

	1989年	1993年	1997年	2001年	2005年	2009年	2013年	(単位: %)
白人	56.0	55.0	53.0	52.0	-	46.0	45.0	
黒人					-	23.0	28.0	
ヒスパニック	44.0	45.0	47.0	48.0	-	21.0	19.0	
アジア系					-		5.0	
その他					-	10.0	3.0	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	

注) : 出口調査による。

(出所) Roberts [2009], The New York Times [2009], The New York Times [2013] より作成。

1990年の時点では人種構成において白人が多数派を占めていたわけではなく、その後も白人の占める比率は低下していった。しかし、表9に示したように、2000年代半ばまで投票者の構成において白人が占める比率は50%を超えていた。政治的には依然として白人が多数派であった。しかし、2009年の市長選挙において初めて白人の比率が50%を下回り、非

白人（黒人、ヒスパニック、アジア系、その他）が多数派を占めるようになった³⁹。2013年の市長選においても同様である。

黒人やヒスパニックには、所得格差を懸念し、ニューヨーク市が格差是正策を追求すべきだと考えている者が多い。2014年1月にニューヨーク市の有権者（登録済）を対象に実施された世論調査によれば、「ニューヨーク市における所得格差は深刻な問題であるか」という質問に対して、「とても深刻」であると回答した比率は58%であるが、人種別にみると白人43%、黒人70%、ヒスパニック63%であった⁴⁰。また、「ニューヨーク市が富裕者とあまり富裕でない者の差を縮小する政策を追求するべきか」という質問に対して、「するべき」であると回答した比率は66%であり、人種別では白人51%、黒人78%、ヒスパニック81%であった⁴¹。さらに地方所得税の増税についても「年間所得50万ドル以上の世帯に対するニューヨーク市所得税の増税を支持するか反対するか」という質問に対して、「支持する」と回答した比率は69%であり、人種別では白人61%、黒人77%、ヒスパニック76%であった⁴²。このように、ニューヨーク市民には所得格差を懸念し、地方所得税の富裕層に対する増税を支持している者が多いが、特に黒人およびヒスパニックに多く、白人に比較的少ない⁴³。

以上のように、所得格差の拡大という経済的な構造変化に加えて、黒人およびヒスパニックを中心とする非白人が政治的多数派になりリベラル色が強まったという政治的な構造変化を背景として、高所得層の負担を強化することが公平な地方所得税の負担のあり方であるとする議論が強まっている。

おわりに

本稿では、ニューヨーク市における地方所得税の現状と改革論の特徴を明らかにしたうえで、地方所得税の応能負担を重視する改革論が展開されている政治経済的背景を検討した。ニューヨーク市では累進的な地方所得税が課税されており、近年、低所得層への減税および高所得層への増税によって地方所得税の累進的負担をさらに強化する議論が強まっている。その経済的背景として、上位1%の高所得層に所得の4割が集中しているという大きな所得格差の存在がある。また、政治的背景として、民主党支持者が多く、所得格差の是正策を支持する者が多い黒人やヒスパニックが投票者の多数派を占めるようになったことがある。このようにニューヨーク市においては、地方税理論において望ましい地方所得税のあり方とされる応益課税としての比例的な地方所得税とは異なる実態が展開している。

³⁹ Roberts [2009]

⁴⁰ Quinnipiac University Poll, January 16, 2014.

⁴¹ Ibid.

⁴² Ibid.

⁴³ 比較的少ないとはいえば白人の61%が支持している。前述のように、全体でみても69%が支持している。このことは、ニューヨーク市民のあいだに高所得者への地方所得税増税に対する支持が広がっていることを示唆している。

しかし、累進的な地方所得税に批判的な論者が主張するように、累進的な地方所得税による高い税負担を回避する高所得層が域外に流出する可能性はある。周辺地域の地方自治体の税制との比較や地方所得税の市経済への影響などを意識しつつ、累進的な地方所得税を基幹的な税目のひとつとするニューヨーク市税制が持続可能なのか、今後の動向に注目する必要がある。ただし、税制の持続可能性は経済的要因のみで決まるとは限らないのであり、政治的要因にも注目して検討したい。

アメリカにおける地方所得税の多くは、比例税率で諸控除を設げずに課税される労働所得税型である。そのなかでニューヨーク市では累進的な総合所得税型の地方所得税が課税されていることは、アメリカの地方分権の一端が示されている。日本では、個人住民税（所得割）の税率は一律10%であるが、課税自主権として累進税率の採用を認めるかどうか、検討に値する課題ではないだろうか。

参考文献・資料

- Ambrosanio, Maria Flavia and Massimo Bordignon [2006], “Normative versus Positive Theories of Revenue Assignments in Federations,” in Ehtisham Ahmad and Giorgio Brosio (eds.), *Handbook of Fiscal Federalism*. Cheltenham: Edward Elgar, pp. 306-338.
- Bergad, Laird W. [2014], *The Concentration of Wealth in New York City: Changes in the Structure of Household Income by Race/Ethnic Groups and Latino Nationalities 1990-2010*, Latino Data Project Report 56, Center for Latin American, Caribbean & Latino Studies (CLACLS), City University of New York, January 2014.
- Rankin, Nancy and Mehrota Aqurva [2013], *For Richer or Poorer: What New Yorkers Want in the Next Mayor, Major Findings from The Unheard Third 2013*, Community Service Society.
- De Blasio, Bill [2012a], “In Speech, De Blasio Announces Plan for Universal Pre-K for Every Child and Programs to Extend Learning Time after 3pm.”
[<http://pubadvocate.nyc.gov/news/2012-10-04/speech-de-blasio-announces-plan-universal-pre-k-every-child-and-programs-extend-lear>] (2013年4月13日参照)
- De Blasio, Bill [2012b], ”Education Investments to Keep NYC Competitive,” October 4.[<http://advocate.nyc.gov/our-future>] (2013年4月13日参照)
- De Blasio, Bill [2012c], “Starting Early, Learning Longer: Education Investments to Keep NYC Competitive.” [<http://advocate.nyc.gov/files/DeBlasioEducationInvestmentFactSheet.pdf>] (2013年4月13日参照)
- De Blasio, Bill [2012d], “To Compete, Our Kids Need to Start Early and Learn Longer,” *The Huffington Post*, October 9. [http://www.huffingtonpost.com/bill-de-blasio/new-york-early-education_b_1951723.html] (2013年4月13日参照)
- Furman Center for Real Estate and Urban Policy [2012], *State of New York City's Housing &*

Neighborhoods 2011, New York University.

New York State Department of State [2009], *Local Government Handbook, 6th edition*, New York State.

Drum Major Institute for Public Policy [2009], *Restructuring New York City's Personal Income Tax: A Proposal from the Drum Major Institute for Public Policy* (written by Amy Traub). Washington, D.C.: Drum Major Institute for Public Policy.

Fiscal Policy Institute [2010], *Grow Together or Pull Further Apart? Income Concentration Trends in New York*, December 13, 2010.

Furman Center for Real Estate and Urban Policy [2012], *State of New York City's Housing & Neighborhoods 2011*, New York University.

Henchman, Joseph and Jason Sapia [2011], "Local Income Taxes: City- and County-Level Income and Wage Taxes Continue to Wane," *Fiscal Fact* (Tax Foundation), No. 280, August 31, pp. 1-14.

McMahon, E. J. [2013], "Dems want to increase New York's already heavy tax burden," *New York Post*, September 7, 2013.

McLure, Charles E., Jr. [1998], "The Revenue Assignment Problem: Ends, Means, and Constraints," *Journal of Public Budgeting, Accounting & Financial Management*, Vol. 9, No. 4, pp. 652-683.

McLure, Charles E., Jr. [2000], "Rethinking State and Local Reliance on the Retail Sales Tax: Should We Fix the Sales Tax or Discard It?" *Brigham Young University Law Review*, Vol. 77, pp. 77-137.

Mikesell, John L. [2010], "The Contribution of Local Sales and Income Taxes to Fiscal Autonomy," in Gregory K. Ingram and Yu-Hung Hong (eds.), *Municipal Revenues and Land Policies*. Cambridge: Lincoln Institute of Land Policy, pp. 147-178.

Miller, Gifford (City Council Speaker, The City of New York) [2004], *Speaker Gifford Miller's State of the City Address 2004, Fighting for All New Yorkers*, Delivered February 25, 2004.

[<http://www.gothamgazette.com/searchlight/2004.state.of.city.miller.shtml#text>] (2016年3月23日参照)

Mollenkopf, John [2013], *Toward a 21st Century City for All*, The Center for Urban Research, City University of New York.

Musgrave, Richard A. [1983], "Who Should Tax, Where and What?" in Charles E. McLure, Jr. (ed.), *Tax Assignment in Federal Countries*. Canberra: Center for Research on Federal Financial Relations, Australian National University, pp. 2-19.

New York City Council [2004], *The Transcript of the Minutes of the Committee on Finance*, July 21. The City of New York.

New York City Independent Budget Office [1999],"Tax Relief for the Working Poor: Proposals for an Earned Income Tax Credit," *Fiscal Brief*, May, 1999.[<http://www.ibo.nyc.ny.us/iboreports/eitcredit/eitcredit.html>] (2016年3月23日参照)

New York City Independent Budget Office [2012], "Restructuring the Personal Income Tax," *Letter*, February 1. [<http://www.ibo.nyc.ny.us/iboreports/pitletterfeb2012.pdf>] (2016年3月23日参照)

New York City Independent Budget Office [2014] "New York City Residents' Income and Tax Liability"

April 14, 2014.

- New York State Tax Reform and Fairness Commission [2013], “New York State Tax Burden Study Prepared for the New York State Tax Reform and Fairness Commission” in New York State Tax Reform and Fairness Commission, *Final Report*, New York State.
- Oates, Wallace E. [1996], “Taxation in a Federal System: The Tax-Assignment Problem,” *Public Economic Reviews*, Vol. 1, pp. 35-60.
- Office of Management and Budget (The City of New York) [2015a], Monthly Report on Current Economic Conditions, July 2015. The City of New York.
- Office of Management and Budget (The City of New York) [2015b], *Tax Revenue Forecasting Documentation: Financial Plan Fiscal Years 2014-2018*, The City of New York.
- Office of the Comptroller (The City of New York) [2005], *Comprehensive Annual Financial Report of the Comptroller for the Fiscal Year Ended June 30, 2005*, The City of New York.
- Office of the Comptroller (The City of New York) [2012a] *Income Inequality in New York City*, May 2012, The City of New York.
- Office of the Comptroller (The City of New York) [2012b] “Liu Report: NYC’s Income Gap Twice the National Average,” May 21, 2012, PR12-05-061. The City of New York.
- Office of the Comptroller (The City of New York) [2012c] “Liu Calls for NYC Tax Relief and Reform: Plan Would Cut Local Income Taxes for 99% of NYC Tax Filers,” June 14, PR12-06-072. The City of New York.
- Office of the Comptroller (The City of New York) [2012], *Comprehensive Annual Financial Report of the Comptroller for the Fiscal Year Ended June 30, 2012*, The City of New York.
- Office of the Comptroller (The City of New York) [2013], *Comprehensive Annual Financial Report of the Comptroller for the Fiscal Year Ended June 30, 2013*, The City of New York.
- Office of the Comptroller (The City of New York) [2014], *Comprehensive Annual Financial Report of the Comptroller for the Fiscal Year Ended June 30, 2014*, The City of New York.
- Roberts, Sam [2009], “For First Time, Minority Vote Was a Majority in the City,” *The New York Times*, December 26, 2009.
- Saul, Michael Howard [2012], “Stringer Calls for Tax Cut,” *Wall Street Journal*, February 2.
- Stringer, Scott M. [2012], “State of the Borough Address 2012,” February 2.
[http://www.mbspo.org/release_details.asp?id=1910] (2013年4月9日参照)
- Traub, Amy M. [2009], “The Need to Restructure New York City’s Personal Income Tax,” in Jonathan P. Hicks and Dan Morris (eds.) *From Disaster to Diversity: What’s Next for New York City’s Economy*. New York: Drum Major Institute for Public Policy, pp. 121-125.
- The City of New York [2014], *The FY 2015 Preliminary Budget: Budgeting Responsibly, Progressively, Honestly*, The City of New York.
- The New York City Council [2013], *The Middle Class Squeeze: A Report on the State of the City’s Middle*

Class, February 2013.

The New York Times [2009], "Profile of New York City Voters", November 4, 2009
[<http://www.nytimes.com/interactive/2009/11/04/nyregion/1104-ny-exit-poll.html>] (2016年3月28日参照)

The New York Times [2013], "New York City Mayor Exit Polls-2013 Election Results-"
[<http://www.nytimes.com/projects/elections/2013/general/nyc-mayor/exit-polls.html>] (2016年3月27日参照)

上村敏之 [2014] 「応益課税としてふさわしい個人住民税のあり方」『地方税』第65卷第6号、2~8頁、2014年6月号。

占部裕典 [2010] 「給付付き税額控除の導入と地方税のとるべきスタンス」『税』第65卷第1号、40~47頁、2010年1月号

川勝健志 [2008] 「アメリカの州・地方財政」宮本憲一・鶴田廣巳編著『セミナー現代地方財政II 世界にみる地方分権と地方財政』勁草書房、153~184頁、所収。

谷達彦 [2007] 「アメリカにおける地方所得税の評価—地方所得税制度と地方税研究—」『立教経済学研究』(立教大学経済学研究会) 第60卷第4号、213~235頁。

谷達彦 [2009] 「フィラデルフィア市の地方所得税—1990年代後半以降の減税を中心として」『地方財政』第48卷第10号、226~249頁。

谷達彦 [2011] 「ニューヨーク市の通勤者税—導入と廃止—」日本地方財政学会編『地方財政の理論的進展と地方消費税』(日本地方財政学会研究叢書第18号) 効草書房、154~173頁。

谷達彦 [2014] 「アメリカにおける地方所得税の研究」(博士学位論文、立教大学)。

中村良広 [2009] 「住民税における再分配政策導入の動きとその課題—「給付つき税額控除」制度は住民税になじむのか」『税』第64卷第11号、4~19頁、2009年11月号。

中本悟 [2014] 「「グローバル都市」の経済構造：ニューヨーク市にみる」『経済』第225号、128~137頁。

根岸毅宏 [2006] 『アメリカの福祉改革』日本経済評論社。

前田高志 [2005] 「アメリカの地方財産税について」『オイコノミカ』(名古屋市立大学) 第41卷第3・4号、67~97頁。